

府 食 第 9 5 号
令和 5 年 2 月 2 8 日

食品安全委員会委員長 山本 茂貴 殿

研究・調査企画会議事前・中間評価部会
座長 脇 昌子

令和 5 年度食品安全確保総合調査課題（案）について

このことについて、令和 5 年 2 月 8 日に開催した令和 4 年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第 6 回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

(別添)

令和5年度

食品安全確保総合調査課題（案）について

令和5年2月

研究・調査企画会議

事前・中間評価部会

令和5年度食品安全確保総合調査課題(案)

＜調査課題名＞

アレルギーを含む食品のファクトシート（そば類、えび・かに）の作成に向けた科学的知見の調査

＜調査の概要＞

食物アレルギーは、我が国の全人口の1～2%が有していると考えられており、食物アレルギーを有する者がアレルギーを含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により、血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、最悪の場合は死に至る。

このような被害を未然に防ぐため、国は、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、アレルギーを含む食品に対し、原材料の表示を義務化又は推奨している。また、平成27年にアレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）が施行され、同法第15条では「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずる」と定められており、本法に基づきアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示76号。令和4年3月一部改正。）が策定されている。

食品安全委員会は、平成27年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと思われる「卵」について、令和3年6月に食品健康影響評価をとりまとめ、他の特定原材料6品目（乳、小麦、そば、えび、かに、落花生）については、収集した科学的知見に関する情報をとりまとめて公表することとなった。

本調査事業は食品安全委員会が公表することとしたそば類及びえび・かにのファクトシートの作成に向けた科学的知見の調査を行うものであり、根拠となる文献等を整理・収集しながら検証を行う。

＜調査課題名＞

パーフルオロ化合物に係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理

＜調査の概要＞

パーフルオロ化合物（PFAS）は、パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びパーフルオロオクタン酸（PFOA）をはじめとして、その高い撥水性等の化合物特性から幅広い用途で用いられてきており、紙や繊維等で、撥水剤、表面処理剤、防汚剤、消火剤、コーティング剤等のフッ素樹脂の溶媒やフッ素樹脂の製造助剤として用いられてきた。

一方、2000 年に入ってから PFAS の難分解性、及びヒトへの影響が問題視されはじめ、欧米においては、欧州食品安全機関(EFSA)が 2020 年に PFAS として 4 つの化学物質の科学的意見書を公表し、米国環境保護庁(EPA)も 2021 年に PFOS/PFOA に係る飲料水基準値の草案、2022 年に健康勧告の草案を公表しており、並行して 5 種類の PFAS の毒性評価も実施している。

日本では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」に基づく第一種特定化学物質に PFOS は 2009 年、PFOA は 2021 年に指定されており、製造及び輸入の原則禁止等の規制がされている。また、両化合物とも水道法に基づく要検討項目から水質管理目標設定項目に 2020 年に移行している。これに加え、2022 年にはパーフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）がストックホルム条約(POPs 条約) 付属書 A（廃絶）に追加され、化審法の第一種特定化学物質の指定の動きが進んでいる。

このように、PFAS に関して、国内外を問わず新たな動きがある状況にある中、12,000 種以上に上るともいわれる PFAS 分子種の毒性評価の必要性が注視されてきている。そこで、令和 4 年度の調査事業「パーフルオロ化合物に係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理」における整理の結果、既に同調査事業で情報収集されている PFOS、PFOA、PFHxS に加えて評価の優先度が高いとされた分子種及びその塩化合物について、国際機関、各国政府機関等の評価に関する情報及び科学的知見（体内動態、毒性（特に発がん性、肝毒性、免疫毒性、生殖発生毒性）、ばく露量、疫学調査等）を収集・整理することを調査の目的とする。

<調査課題名>
農薬リスク評価に関する海外状況調査（令和5年度）
<調査の概要>
農薬の食品安全委員会における調査審議にあたり、海外のリスク評価を実施する機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）、欧州食品安全機関（EFSA）、米国環境保護庁（US EPA）、カナダ保健省（HC）及びオーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA）でのこれまでのヒトの健康に関する評価に関する最新の情報は、大変有益である。このため、再評価対象農薬及び評価書評価対象農薬の有効成分（以下、「農薬」は有効成分のことをいう。）について、農薬ごとに、各国/機関における登録/承認状況及びヒトの健康に関する評価書等（植物及び家畜代謝試験、哺乳類を対象とした毒性試験及び遺伝毒性試験の結果、ヒトへの影響を検討した公表文献検索を行い検討した結果等の文書を含む。）の内容を整理する。

<調査課題名>
食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査（令和5年度）
<調査の概要>
食品安全委員会が行う情報発信及びリスクコミュニケーションは、食品安全に関する様々な関係者の、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進することを目標の一つとしている。 この目標に対し、今後より効率的かつ効果的に取り組んでいくためには、食品安全委員会が自ら報道関係者や一般消費者に向けて情報発信やリスクコミュニケーションを行うだけでなく、地域の報道関係者や、事業者、学生、地域住民等に直接アクセスすることができる地方自治体等にも情報の発信・リスクコミュニケーションに、より積極的に参加してもらい、科学的に正しい情報の流通量を増やすことが必要と考えられる。ついては、現状を把握し、より効果的な情報発信やリスクコミュニケーションの手法・内容を検討するため、令和4年度に「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」として、自治体が実施するリスクコミュニケーションの目的の明確化や効果の測定の検討、食安委が実施したリスクコミュニケーション手法のレビューの他、諸外国のリスクコミュニケーションの動向調査などを実施したところである。 本年度は、当該調査結果を踏まえ、地方公共団体の衛生管理部門や消費者部門等と食品安全委員会が連携してより効果的、効率的な情報発信・リスクコミュニケーションを行うためのツール（資料、実施マニュアル等）を開発し、ツールを用いた情報発信・リスクコミュニケーションの試行・効果測定を行う。さらに、試行を踏まえ、ツールのとりまとめを行う。

＜調査課題名＞
新たな育種技術を活用した新規食品の安全性評価手法等に関する調査
＜調査の概要＞
従来の遺伝子組換え技術のほか、より精密なゲノム編集技術等により、植物の特性を改変する新たな育種技術（New Plant Breeding Techniques: NPBT）の活用に関する研究・開発が急速に進められている。これを踏まえ、NPBT を活用して作出された植物（食品及び飼料）や同様の技術を用いて作製した微生物により生産された食品及び添加物の安全性評価手法の検討に資するため、国内外での研究動向や海外評価機関等における評価手法の検討状況等に関する情報を収集し、整理・分析を行い、今後の評価指針の見直しに当たって活用することを目的とする。